

第七十三条の十七中、「特殊学級」を「特別支援学級」に改める。
 第七十三条の十八中、「特殊学級」を「特別支援学級」に、「第一項」を「第二項」に改める。
 第七十三条の十九及び第七十三条の二十の規定中、「特殊学級」を「特別支援学級」に改める。
 第七十三条の二十一中、「各号の二」を「各号のいすれか」に、「特殊学級」を「特別支援学級」に、「心身の故障」を「障害」に改め、同条第八号中、「心身に故障」を「障害」に、「本項」を「この条」に改める。

第七十三条の二十二中、「盲学校、聾学校若しくは養護学校」を「特別支援学校」に改める。
 第八十三条第二項中、「夫夫」を「それぞれ」に、「盲学校及び聾学校の小学部並びに」を「特別支援学校の小学部及び」に改める。

第九十二条の二及び第九十四条の二中、「盲学校及び聾学校」を「特別支援学校」に改める。
 別表第四中、「盲学校」を「視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校」に、「聾学校」を「聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校」に改める。
 (教科書の発行に関する臨時措置法施行規則の一部改正)

第二条 教科書の発行に関する臨時措置法施行規則(昭和二十三年文部省令第十五号)の一部を次のように改正する。
 別記様式を次のように改める。

別記様式(用紙 日本工業規格A4横型)	平成 年 月 日
文部科学大臣 殿	(発行者名)
	(代表者名)
	記
平成 年度使用教科書として、別紙記載の教科書を発行したいので、届け出ます。	
なお、その点数は下記のとおりであります。	
	計()冊
小学校用()冊	視覚障害者用()冊
中学校用()冊	聴覚障害者用()冊
高等学校用()冊	知的障害者用()冊
	特別支援学校用()冊

(学校基本調査規則の一部改正)
 第二条 学校基本調査規則(昭和二十七年文部省令第四号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中、「助教授」を「准教授、助教」に改める。

第四条第六号中、「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改める。

第六条第一項の表中、「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改め、同条第二項第五号中、「盲学校、聾学校、養護学校」を「特別支援学校」に改める。

第九条第一項の表学校調査の項中、「盲学校、聾学校、養護学校」を「特別支援学校」に改め、同表卒業後の状況調査の項中、「並びに盲学校、聾学校及び養護学校」を「及び特別支援学校」に改め、同条第二項の表学校調査の項及び学校施設調査の項中、「盲学校、聾学校、養護学校」を「特別支援学校」に改め、同表卒業後の状況調査の項中、「並びに盲学校、聾学校及び養護学校」を「及び特別支援学校」に改める。

第十二条第一項中、「盲学校、聾学校、養護学校」を「特別支援学校」に改める。

(学校保健統計調査規則の一部改正)

第四条 学校保健統計調査規則(昭和二十七年文部省令第五号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号中、「盲学校、聾学校及び養護学校」を「及び特別支援学校」に改める。
 (学校教員統計調査規則の一部改正)

第五条 学校教員統計調査規則(昭和二十八年文部省令第十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中、「助教授」を「准教授、助教」に改める。

第六条第一項第二号中、「盲学校、聾学校及び養護学校」を「及び特別支援学校」に改める。
 (私立学校教職員共済法施行規則の一部改正)

第六条 私立学校教職員共済法施行規則(昭和二十八年文部省令第二十八号)の一部を次のように改正する。

第三十三条の十二第一項第三号中、「盲学校、聾学校若しくは養護学校」を「学校教育法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十号)第一条の規定による改正前の学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する盲学校、聾学校若しくは養護学校」に改める。
 (盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律施行規則の一部改正)

第七条 盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律施行規則(昭和二十九年文部省令第二十号)の一部を次のように改正する。
 題名を次のように改める。

特別支援学校への就学奨励に関する法律施行規則

第一条第一項中、「盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律施行令」を「特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令」に、「の規定による」を「に規定する」に、「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改め、同条第二項中、「に規定する」を「の規定による」に、「及び当該教科」を「並びに当該教科」に、「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に、「を教育する養護学校」を「である生徒に対する教育を行う特別支援学校」に改める。
 附則第三項を削る。

(学校図書館司書教諭講習規程の一部改正)

第八条 学校図書館司書教諭講習規程(昭和二十九年八月六日文部省令第二十一号)の一部を次のように改正する。

第二条中、「盲学校、聾学校若しくは養護学校」を「若しくは特別支援学校」に改める。
 (教育職員免許法施行規則の一部改正)

第九条 教育職員免許法施行規則(昭和二十九年文部省令第二十六号)の一部を次のように改正する。
 目次中、「特殊教科」を「自立教科等」に改める。

第一条の二中、「第三項」の下に、「大学院設置基準(昭和四十九年文部省令第二十八号)第十五条において準用する場合を含む。)、大学通信教育設置基準(昭和五十年文部省令第三十三号)第五条、短期大学設置基準(昭和五十年文部省令第二十一号)第七条第二項及び第三項、短期大学通信教育設置基準(昭和五十七年文部省令第三号)第五条並びに大学院設置基準第十二条の二」を加える。